

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)丸森風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告について

令和2年8月13日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称)丸森風力発電事業環境影響評価方法書について、ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、宮城県知事及び福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：宮城県伊具郡丸森町
原動力の種類：風力(陸上)
出力：最大63,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

計画段階環境配慮書受理	令和 元年 9月12日
環境大臣意見受理	令和 元年11月21日
経済産業大臣意見発出	令和 元年12月 4日

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 2年 2月17日
住民意見の概要等受理	令和 2年 4月30日
宮城県知事意見受理	令和 2年 7月30日
福島県知事意見受理	令和 2年 7月 6日
経済産業大臣勧告発出	令和 2年 8月13日

問合せ先：電力安全課 沼田、須之内
電話03-3501-1742(直通)

ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社「(仮称)丸森風力発電事業環境影響評価方法書」に対する勧告内容

1. 取付道路の新設又は拡幅による植物への影響を適切に予測及び評価するため、計画を具体化した上で、調査地点・経路を設定すること。
2. 鳥類の調査については、センサス調査の実施など、適切な調査、予測及び評価を実施すること。
3. 魚類及び底生生物の調査に当たっては、水環境の調査地点を中心に、流況の異なる地点を複数設けるなど、適切に調査、予測及び評価を実施すること。
4. 昆虫類の調査について、早春季の調査を追加すること。

(宮城県知事及び福島県知事からの意見書の写しを添付)